

(表)

| 自動車税種別割 減免申請書 (自動車税環境性能割) | | | | | | |
|--|------------------------------|---|---|---------------------|--------------------------------------|------------|
| 年 月 日 | | 申請者 (納税義務者) | 住所又は所在地 | | | |
| 県民センター所長様 | | | 氏名又は名称 | | (電話) | 身体障害者等との続柄 |
| 身体障害者等 | 住所 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | | |
| | 氏名 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | | |
| | 手帳の種類 | 1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳 | | | 手帳番号 (受給者番号) | 第 号 |
| | | 交付年月日 | 年 月 日 | | 障害名及び障害の 級別(程度) | |
| 運 転 者 | 住所 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | 身体障害者 との続柄 | |
| | 氏名 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | | | |
| | 免許証番号 | 第 号 | | 有効期限 | 年 月 日 | |
| | 免許の種類 | 1 普通 2 中型 3 その他 () | | 免許の条件 | 1 眼鏡等 2 中型車は中型車(8t)に限る。 3 その他 () | |
| | 運転免許がないため 在学証明書提示する 場合 | 在学証明書番号 | 第 号 | | 発行年月日 | 年 月 日 |
| 自動車教習所 | | 所在地 | | | | |
| | | 名称 | 入学年月日 | | 年 月 日 | |
| 自動車の使用目的 (身体障害者等本人が運転する場合は記入不要) | | | (身体障害者等のために主に使用される目的を一つ選んでください。) ・通学、通園 ・生業 ・通院 ・通所 ・その他 () | | | |
| 自 動 車 | 登録番号 | | | 検査満了日 | 年 月 日 | |
| | 種 別 | 1 普通 2 小型 3 その他 () | | 車体の形状 | 1 箱型 | |
| | | 1 乗用 2 貨物 3 その他 () | | | 2 ステーションワゴン 3 その他 () | |
| | 用途 | (申請者の住所と異なる場合に記入すること。) | | | | |
| 主たる定置 場所在地 | | | | | | |
| 【上記自動車が身体障害者等本人の名義でない場合】本人名義の自動車の有無(軽を含む。) あり ・ なし | | | | | | |
| 自 動 車 の 取 得 価 額 | | | | | 円 | |
| うち特別の仕様による製造又は構造変更に必要な費用 | | | | | 円 | |
| 前年度又は今年度減免 を受けた自動車 | 登録番号又は 車両番号 | | | 現況 | 1 廃車 2 譲渡 3 その他 () | |
| 上記の他に所有する自動 車のうち減免を受けて いた自動車 | 登録番号又は 車両番号 | | | 現況 | 1 廃車 2 譲渡 3 その他 () | |
| ※減免 基準 | 税 目 | 税 額 | 特別の仕様による製造 又は構造変更に必要な 費用として認定した減 免額 ① ② | 身体障害者等に対す る減免額 ③ | 差引納付額 ①-②-③ | |
| | 自動車税種別割 | 円 | | 円 | 円 | |
| | 自動車税環境性能割 | 円 | (条例第45条の4第3号該当) | (条例第45条の4第2号該当) | 円 | 円 |

(裏)

- 備考
- 1 この申請書は、証紙徴収分について島根県県税条例第45条の4第2号若しくは第3号又は第51条第3号若しくは第4号の規定により減免を受けようとする場合に提出すること。
 - 2 島根県県税条例第45条の4第2号又は第51条第3号の規定により減免を受けようとする場合で、自動車は身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等という。」）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合又は身体障害者等と生計を一にしている者が所有している場合にあっては、当該事実を証する書類を添付すること。
 - 3 島根県県税条例第45条の4第3号又は第51条第4号の規定により減免を受けようとする場合には、特別の仕様に製造され、又は構造変更が加えられた自動車であることを証する書類及び特別の仕様による製造又は構造変更に必要な費用の明細を確認することができる書類を添付すること。
 - 4 「うち特別の仕様による製造又は構造変更に必要な費用」欄は、当該自動車は特別の仕様により製造された場合にあっては当該特別の仕様に係る部分の金額を、構造変更が加えられた場合にあっては当該構造変更に必要な金額を記載すること。
 - 5 この申請を行う場合で、既に他の自動車について減免を受けているときは、その自動車の廃車（抹消登録）又は譲渡（移転登録）の事実を証する書類を提示すること。
 - 6 省略する項目は□欄に✓し、選択する項目は数字又は内容を○で囲むこと。
 - 7 ※印欄は、記載しないこと。